

令和6年度 久喜市水質検査計画



PC 配水池（吉羽浄水場）

久喜市では、水道水が水質基準に適合し、安全で良質であるよう日々努めています。

この水質検査計画は水道法施行規則に基づき、水質検査の適切性を確保するために策定したものです。

久喜市水道事業

目 次

1	水質検査計画に関する基本方針	1
2	久喜市水道事業の概要	1
3	採水地点	3
4	水質検査項目と検査頻度	4
5	水質検査の方法	12
6	水質検査実施計画	13
7	臨時の水質検査	13
8	水質検査結果の公表	14
9	その他水質検査計画の実施に際し配慮すべき事項	14



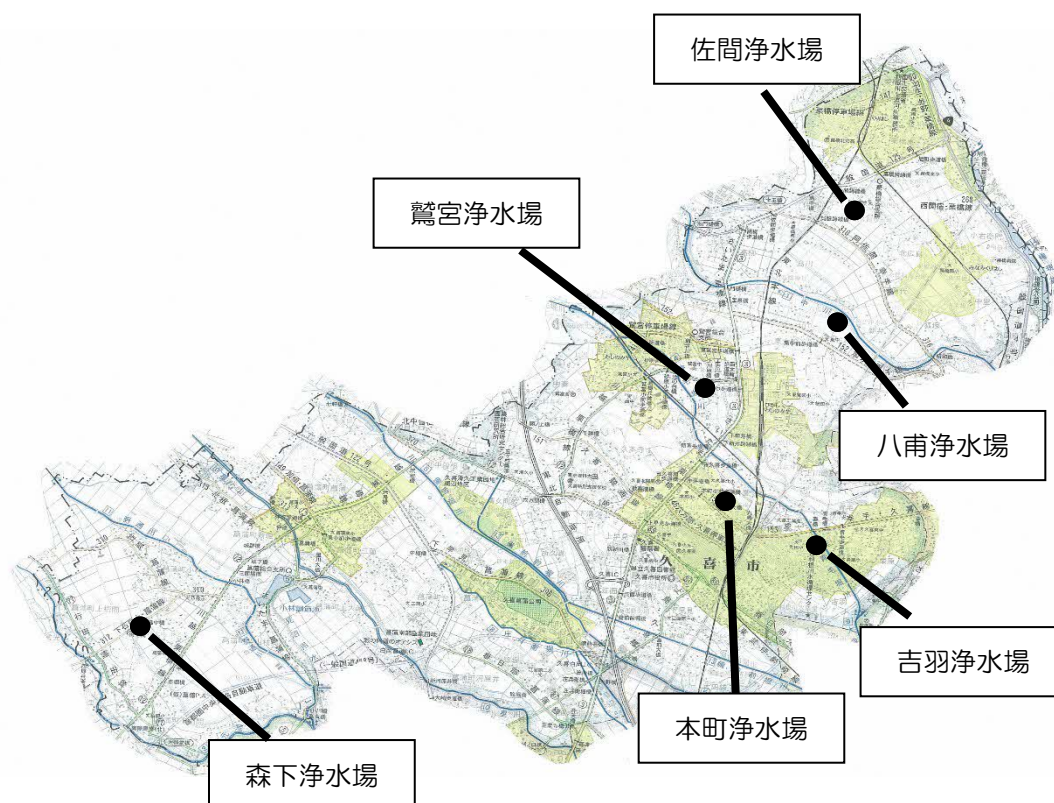
1 水質検査計画に関する基本方針

本計画は、水道水が法令に基づく水質基準に適合し、安全であることを確認するため、本市の原水（深井戸からの地下水）及び浄水の状況を勘案した採水地点、水質検査項目、検査回数等を定め、計画的に水質検査を実施するために策定したものです。

なお、この計画に基づいて実施した水質検査結果は、久喜市ホームページにおいて、公表します。

2 久喜市水道事業の概要

(1) 給水区域 : 久喜市全域



(2) 業務の概要 (令和4年度)

給水人口	150,658	人
普及率	99.9	%
給水戸数	68,323	戸
1日最大配水量	51,903	m ³ /日
1日平均配水量	47,877	m ³ /日
年間総配水量	17,474,975	m ³ /年

(3) 水源及び浄水方法

浄水場名	水源の種類	浄水処理方法
吉羽浄水場	・ 県水 ・ 原水 (深井戸7箇所の地下水)	・ 原水を次亜塩素酸ナトリウムで処理し、急速ろ過機にて除鉄・除マンガン処理を行う。
本町浄水場 森下浄水場 佐間浄水場 鷺宮浄水場 八甫浄水場	・ 県水	

(4) 原水及び浄水の水質状況及び水質管理上の問題点

令和2年度から令和5年度までの水質検査の結果からは特に水質が悪化した兆候はなく、水質基準値を超えて飲用不可になったことはありませんでした。

また、基準値の5分の1を越えた項目として、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、鉄、カルシウム・マグネシウム等(硬度)、蒸発残留物、非イオン界面活性剤がありますが、これらについては今後も監視を続けていくこととします。

3 採水地点

(1) 水質基準の採水地点

浄水水質検査については、浄水場及びその浄水場系統で給水している地点において採水します。また、原水水質検査については、各深井戸において採水します。

[浄 水]

系統	採水地点
吉羽浄水場系	浄水場給水栓及び太田袋地内
本町浄水場系	浄水場給水栓及び北中曽根地内
森下浄水場系	浄水場給水栓及び菖蒲町昭和沼地内
佐間浄水場系	浄水場給水栓及び狐塚地内
鷺宮浄水場系	浄水場給水栓及び上内地内
八甫浄水場系	浄水場給水栓及び桜田五丁目地内

[原 水]

系統	採水地点
吉羽浄水場系	吉羽 地内 (3箇所)
	吉羽 2丁目 地内 (1箇所)
	吉羽 3丁目 地内 (3箇所)
	の深井戸 7箇所

(2) 水質管理目標設定項目、ダイオキシン類及び放射性物質検査の採水地点

原水を浄水処理し配水している吉羽浄水場の給水栓において採水します。

4 水質検査項目と検査頻度

(1) 検査の項目について

法令で検査が義務付けられている毎日検査項目、水質基準項目及び水質管理目標設定項目について検査を実施します。

毎日検査項目については、色及び濁り並びに消毒の残留効果に関して1日1回以上行います。

水質基準項目については、基準値に適合する水を給水することが法令で義務付けられています。

水質管理目標設定項目については、将来にわたり水道水の安全性を確保するため、水道事業者が水質管理上必要と判断した項目について検査を実施します。

(2) 毎日検査項目について

色及び濁り並びに消毒の残留効果に関して1日1回以上行う検査であり、次のように実施します。

- ① 浄水場から供給する水については、浄水場の給水栓において検査を実施します。
- ② ①以外は、各浄水場の給水区域ごとに採水地点を定め検査を実施します。

[浄水場及び市内検査地点]

系統	採水地点
吉羽浄水場系	浄水場給水栓、太田袋、栗原四丁目、野久喜地内
本町浄水場系	浄水場給水栓、北中曾根、除堀地内
森下浄水場系	浄水場給水栓、菖蒲町昭和沼地内
佐間浄水場系	浄水場給水栓、狐塚地内
鷺宮浄水場系	浄水場給水栓、上内地内
八甫浄水場系	浄水場給水栓、桜田五丁目地内

(3) 水質基準項目（51項目）に関する検査

①浄水水質検査について（P.9 表1参照）

法令に基づく水質検査は、国が定めた水道水の検査方法(水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法等)によって、次の(ア)～(エ)のとおり検査を実施します。

(ア) 1ヶ月に1回行う検査（省略不可項目）

下表9項目については、1ヶ月に1回検査を実施します。

項目 No	水質基準項目	水質基準値	検査頻度（回／年）	
			浄水場	給水栓
基01	一般細菌	100 個/ml 以下	12	12
基02	大腸菌	不検出	12	12
基38	塩化物イオン	200 mg/l 以下	12	12
基46	有機物質（TOC）	3 mg/l 以下	12	12
基47	pH	5.8 以上 8.6 以下	12	12
基48	味	異常でないこと	12	12
基49	臭気	異常でないこと	12	12
基50	色度	5 度以下	12	12
基51	濁度	2 度以下	12	12



(イ) 年に4回行う検査

下表18項目については、3ヶ月に1回検査を実施します。

項目 No	水質基準項目	水質基準値	検査頻度 (回/年)	
			浄水場	給水栓
基08	六価クロム化合物	0.02 mg/l 以下	4	4
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/l 以下	4	4
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l 以下	4	4
基21	塩素酸	0.6 mg/l 以下	4	4
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/l 以下	4	4
基23	クロロホルム	0.06 mg/l 以下	4	4
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/l 以下	4	4
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/l 以下	4	4
基26	臭素酸	0.01 mg/l 以下	4	4
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/l 以下	4	4
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/l 以下	4	4
基29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/l 以下	4	4
基30	ブロモホルム	0.09 mg/l 以下	4	4
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/l 以下	4	4
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/l 以下	4	4
基39	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	300 mg/l 以下	4	4
基40	蒸発残留物	500 mg/l 以下	4	4
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/l 以下	4	4



(ウ) 年に1回行う検査

下表22項目については、1年に1回検査を実施します。

項目 No	水質基準項目	水質基準値	検査頻度 (回/年)	
			浄水場	給水栓
基03	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/l 以下	1	1
基04	水銀及びその化合物	0.0005 mg/l 以下	1	1
基05	セレン及びその化合物	0.01 mg/l 以下	1	1
基06	鉛及びその化合物	0.01 mg/l 以下	1	1
基07	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/l 以下	1	1
基09	亜硝酸態窒素	0.04 mg/l 以下	1	1
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/l 以下	1	1
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/l 以下	1	1
基14	四塩化炭素	0.002 mg/l 以下	1	1
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/l 以下	1	1
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l 以下	1	1
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/l 以下	1	1
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l 以下	1	1
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/l 以下	1	1
基20	ベンゼン	0.01 mg/l 以下	1	1
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/l 以下	1	1
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l 以下	1	1
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/l 以下	1	1
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/l 以下	1	1
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/l 以下	1	1
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l 以下	1	1
基45	フェノール類	0.005 mg/l 以下	1	1

(エ) 発生時期に月 1 回 (5～10月)

下記 2 項目は藻類等の発生時期に検査を実施する項目ですので、5～10月の計 6 回検査を実施します。

項目 No	水質基準項目	水質基準値	検査頻度 (回/年)	
			浄水場出口	給水栓
基 4 2	ジェオスミン	0.00001 mg/l 以下	1	6
基 4 3	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/l 以下	1	6

③ 原水水質検査について (表 1、表 3 参照)

原水については、水質基準 51 項目のうち、消毒副生成物の 11 項目 (表 1 の 21～31) 及び味 (表 1 の 48) の 12 項目を除いた 39 項目について年 1 回検査を実施します。

また、クリプトスポリジウムに係る指標菌として、大腸菌及び嫌気性芽胞菌の 2 種類の菌について水質検査を毎月 (年 12 回) 実施します。

なお、久喜 7 号井については、埼玉県水道水質管理計画に基づき、農薬類の 38 項目 (表 3) の検査を年 1 回実施します。

③ 水質管理目標設定項目について (表 2、表 4 参照)

水質管理目標設定項目は、直ちに定期的に水質検査を行う必要はないが、知見の集積を目標として検査、監視を行っていくことが望ましいと分類された項目ですので、表 2 の項目について年 1 回水質検査を実施します。

また、水質管理目標設定項目の 1 項目であります農薬類は、使用量の多い農薬 10 項目 (表 4) について年 1 回検査を実施します。

なお、久喜 7 号井及び太田袋地内については、水質管理目標設定項目の 12 項目について年 2 回検査を実施します。

表1 水質基準51項目+嫌気性芽胞菌の年間検査回数

番号	項目	基準値	浄水 (回/年)	原水 (回/年)
基01	一般細菌	100個/1m1以下	12	1
基02	大腸菌	不検出	12	12
基03	カドミウム及びその化合物	0.003mg/1以下	1	1
基04	水銀及びその化合物	0.0005mg/1以下	1	1
基05	セレン及びその化合物	0.01mg/1以下	1	1
基06	鉛及びその化合物	0.01mg/1以下	1	1
基07	ヒ素及びその化合物	0.01mg/1以下	1	1
基08	六価クロム化合物	0.02mg/1以下	4	1
基09	亜硝酸態窒素	0.04mg/1以下	1	1
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/1以下	4	1
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/1以下	4	1
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/1以下	1	1
基13	ホウ素及びその化合物	1mg/1以下	1	1
基14	四塩化炭素	0.002mg/1以下	1	1
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/1以下	1	1
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/1以下	1	1
基17	ジクロロメタン	0.02mg/1以下	1	1
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/1以下	1	1
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/1以下	1	1
基20	ベンゼン	0.01mg/1以下	1	1
基21	塩素酸	0.6mg/1以下	4	
基22	クロロ酢酸	0.02mg/1以下	4	
基23	クロロホルム	0.06mg/1以下	4	
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/1以下	4	
基25	ジブromokクロロメタン	0.1mg/1以下	4	
基26	臭素酸	0.01mg/1以下	4	
基27	総トリハロメタン	0.1mg/1以下	4	
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/1以下	4	
基29	ブromोजクロロメタン	0.03mg/1以下	4	
基30	ブromホルム	0.09mg/1以下	4	
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/1以下	4	
基32	亜鉛及びその化合物	1mg/1以下	1	1
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/1以下	1	1
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/1以下	4	1
基35	銅及びその化合物	1mg/1以下	1	1
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/1以下	1	1
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/1以下	1	1
基38	塩化物イオン	200mg/1以下	12	1
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/1以下	4	1
基40	蒸発残留物	500mg/1以下	4	1
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/1以下	1	1
基42	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	6	1
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/1以下	6	1
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/1以下	4	1
基45	フェノール類	0.005mg/1以下	1	1
基46	有機物質(TOC)	3mg/1以下	12	1
基47	pH	5.8以上8.6以下	12	1
基48	味	異常でないこと	12	
基49	臭気	異常でないこと	12	1
基50	色度	5度以下	12	1
基51	濁度	2度以下	12	1
	嫌気性芽胞菌(指標菌)	不検出		12

表2 水質管理目標設定項目

番号	項目	目標値	吉羽浄水場	埼玉県水道水質管理計画に基づき実施する検査 (太田袋地内、久喜7号井)
目01	アンチモン及びその化合物	0.02mg/l以下	○	久喜7号井
目02	ウラン及びその化合物	0.002mg/l以下(暫定)	○	久喜7号井
目03	ニッケル及びその化合物	0.02mg/l以下	○	久喜7号井
目04	削除 (亜硝酸態窒素)			
目05	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下	○	久喜7号井
目06	削除 (トランス-1,2-ジクロロエチレン)			
目07	削除 (1,1,2-トリクロロエタン)			
目08	トルエン	0.4mg/l以下	○	久喜7号井
目09	フタル酸ジ(2-エチルヘキシン)	0.08mg/l以下	○	久喜7号井
目10	亜塩素酸	0.6mg/l以下	消毒剤として二酸化塩素を使用していないので省略します	
目11	削除 (塩素酸)			
目12	二酸化塩素	0.6mg/l以下	消毒剤として二酸化塩素を使用していないので省略します	
目13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/l以下(暫定)	○	太田袋地内
目14	抱水クロラール	0.02mg/l以下(暫定)	○	太田袋地内
目15	農薬類	検出値と目標値の比の和として、1以下	○ (農薬10項目)	久喜7号井
目16	残留塩素	1mg/l以下	毎日水質検査で実施します	
目17	硬度(Ca, Mg)	10mg/l以上100mg/l以下	水質基準項目で実施します	
目18	マンガン及びその化合物	0.01mg/l以下		
目19	遊離炭酸	20mg/l以下	○	
目20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/l以下	○	久喜7号井
目21	メチルtertブチルエーテル	0.02mg/l以下	○	久喜7号井
目22	有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/l以下	○	
目23	臭気強度(TON)	3以下	○	
目24	蒸発残留物	30mg/l以上200mg/l以下		
目25	濁度	1度以下	水質基準項目で実施します	
目26	pH	7.5程度		
目27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし極力0に近づける	○	
目28	従属栄養細菌	1mlの検水で形成される集落数が2,000以下(暫定)	○	
目29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下	○	久喜7号井
目30	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/l以下	水質基準項目で実施します	
目31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタタン酸(PFOA)	0.00005mg/l以下(暫定)	○	久喜7号井

表3 農薬類(38項目)

番号	農薬名	目標値(mg/L)
1	1,3-ジクロロプロベン(D-D)	0.05
2	2,4-D(2,4-PA)	0.02
3	EPN	0.004
4	アトラジン	0.01
5	アラクロール	0.03
6	イソキサチオン	0.005
7	エスプロカルブ	0.03
8	オキシシン銅(有機銅)	0.03
9	カフェンストール	0.008
10	カルボフラン	0.0003
11	クロルピリホス	0.003
12	クロロタロニル(TPN)	0.05
13	ジウロン(DCMU)	0.02
14	ジクロベニル(DBN)	0.03
15	ジスルホトン(エチルチオメトン)	0.004
16	シマジン(CAT)	0.003
17	シメトリン	0.03
18	ダイアジノン	0.003
19	チウラム	0.02
20	チオベンカルブ	0.02
21	トリクロピル	0.006
22	トリクロルホン(DEP)	0.005
23	トリフルラリン	0.06
24	フィプロニル	0.0005
25	フェニトロチオン(MEP)	0.01
26	フェノブカルブ(BPMC)	0.03
27	フェンチオン(MPP)	0.006
28	フェントエート(PAP)	0.007
29	ブタミホス	0.02
30	プレチラクロール	0.05
31	プロベナゾール	0.03
32	プロモブチド	0.1
33	ベノミル	0.02
34	メコプロップ(MCPP)	0.05
35	メソミル	0.03
36	メチダチオン(DMTP)	0.004
37	メフェナセツ	0.02
38	モリネート	0.005

表4 水質管理目標設定項目 農薬類(10項目)

番号	農薬名	目標値(mg/L)
1	グリホサート	2
2	ジクワット	0.01
3	ジメタメトリン	0.02
4	シメトリン	0.03
5	ダイムロン	0.8
6	テフリルトリオン	0.002
7	パラコート	0.005
8	ピラクロニル	0.01
9	プレチラクロール	0.05
10	ベンフレセート	0.07

(4) 放射性物質について

福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の検査については、厚生労働省が示したモニタリング方法及び検査法に基づき、自己水を処理している吉羽浄水場の浄水について実施します。

5 水質検査の方法

(1) 毎日検査項目に関する検査

水質自動測定器による測定、または、運転管理業者に委託します。

(2) 水質基準項目及び水質管理目標設定項目に関する検査

水質基準項目等の検査は、水道法第20条第3項に基づき環境大臣の登録を受けた検査機関に委託します。

(3) 放射性物質に関する検査

放射性物質の検査は、必要な検査体制が確保されている検査機関に委託します。

6 水質検査実施計画

	浄 水	原 水
4 月	水質基準 9 項目	指標菌 2 菌
5 月	水質基準 2 9 項目 ダイオキシン類	指標菌 2 菌
6 月	水質基準 1 1 項目	指標菌 2 菌
7 月	水質基準 1 1 項目 水質管理目標設定項目	水質基準 3 9 項目 農薬類 3 8 項目 嫌気性芽胞菌 水質管理目標設定項目
8 月	水質基準全 5 1 項目	指標菌 2 菌
9 月	水質基準 1 1 項目	指標菌 2 菌
10 月	水質基準 1 1 項目	指標菌 2 菌
11 月	水質基準 2 7 項目	指標菌 2 菌
12 月	水質基準 9 項目	指標菌 2 菌
1 月	水質基準 9 項目 水質管理目標設定項目	指標菌 2 菌 水質管理目標設定項目
2 月	水質基準 2 7 項目	指標菌 2 菌
3 月	水質基準 9 項目	指標菌 2 菌

7 臨時の水質検査

臨時の水質検査は、次のような場合により水質異常が発生したとき直ちに水質検査委託者と連携し実施します。また、現場調査等を実施し原因を究明します。

- (1) 水源に異常があり、臭気等に著しい変化が生じた場合。
- (2) 水源の水質において、不明の原因により色及び濁りに著しい変化が生じた場合。
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺で消化器系感染症が流行している場合。
- (4) 浄水過程に異常があった場合。
- (5) その他特に必要があると認められた場合。

8 水質検査結果の公表

水道水の水質検査結果は、「久喜市ホームページ」において公表します。
久喜市トップページ>暮らし・手続き>上水道>水質検査結果

9 その他水質検査計画の実施に際し配慮すべき事項

(1) 水質検査結果の評価

水質検査を行った項目について、基準値と比較し異常があるか、特に異常がないかを評価します。

(2) 水質検査計画の見直し

水質検査の結果及びその評価並びに需要者の意見や国・県の助言、指導などを検討して、調査地点、調査回数、調査項目等について、毎年見直しを行います。

(3) 水質検査の精度と信頼性保障

委託検査機関に対して、当該年度の内部精度管理と外部精度管理の報告を求め、提出させます。

(4) 関係者との連携

水質事故等が発生した場合には、国、県及び近隣市町等の関係機関と連携し、情報交換を図りながら迅速に対処します。

この水質検査計画についてのお客さまのご意見をお寄せください。

お客さまからのご意見は今後の水質検査計画作成にあたり参考とさせていただきます。

【問合せ先】

久喜市水道事業 久喜市上下水道部水道施設課浄水係

郵便番号：〒340-0295

住 所：埼玉県久喜市鷲宮6丁目1番1号

電話番号：0480-58-1111

Eメール：suido-shisetsu@city.kuki.lg.jp

